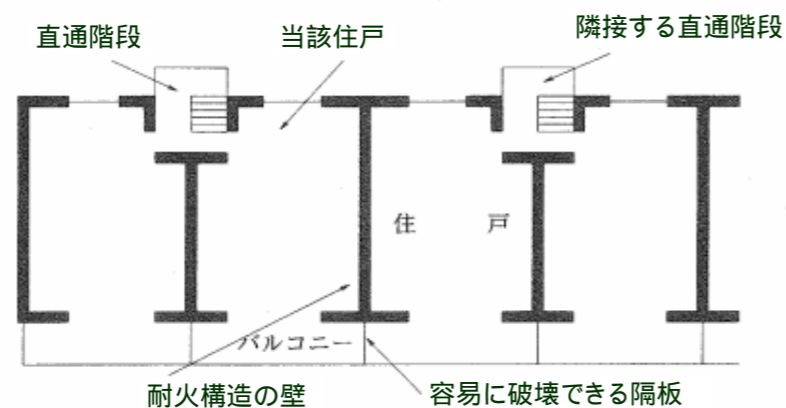


以下は、弊社拠点の神戸市参考資料です。御注意ください。

1 階段室型協同住宅に対する建基政令第5章第2節の取扱い

主要構造部を耐火構造とした階段室型共同住宅で一の住戸から容易に破壊し得る隔板を設置した避難上有効なバルコニー等を経由して当該住戸に面する直通階段以外の直通階段（以下この項において「隣接する直通階段」という。）に避難できる場合、建基政令第5章第2節の規定の適用にあたっては、当該住戸と隣接する直通階段とは同一の建築物内にあるものとみなす。第1-1図参照

(昭和54年1月24日建設省住建住指第1号-2)



第1-1図

2 直通階段

(1) 建基政令第120条の直通階段には、次のものは含まれないものであること。

- ア 階段の踊り場等が居室等の一部を兼ねているもの
- イ 階段出入口の位置から、上下階への階段の出入口が容易に見通せないもの、あるいは著しく離れているもの

(2) 避難上有効なバルコニー等

建基政令第121条の避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものは次によること。

ア バルコニー

(ア) バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対称の位置とし、かつ、当該階の各部分と容易に連絡されていること。

(イ) バルコニーは、道路等又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつ、安全な場所に避難することができる手段が講じられていること。

安全な場所に避難することができる手段とは、固定はしご、避難タラップ等により地上への避難動線が確保されているものをいう。

(ウ) バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の壁は、耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は、その開口部に防火戸が設けられていること。

(エ) バルコニーの面積は、当該階の居室の床面積の合計の3/100以上かつ2㎡以上であること。

(オ) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は75cm以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは15cm以下であること。

(カ) バルコニーは、十分外気に開放されていること。

(キ) バルコニーの床は、耐火構造とし、かつ、構造耐力上安全なものとする。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



イ 屋外通路

- (ア) 当該階の外壁面に沿って設けられ、直通階段の位置とおおむね対称の位置で屋内と連絡されていること。
- (イ) 当該階の各部分と容易に連絡されていること。
- (ウ) 通路の一端は、直接階段に連絡され、他端は安全な場所に避難することができる措置が講じられていること。
直通階段が外壁に接して設けられていない場合、又は通路を直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合等にあつては、両端に安全な場所に避難することができる手段を講じたもの。
- (エ) 屋内部分との区画、出入口の戸及び構造については、バルコニーの場合と同様にされていること。

ウ その他これらに類するもの

下階の屋根、ひさし等（耐火構造のものに限る。）で、ア又はイのバルコニー、屋外通路と同等以上の避難上の効果を有するものは、その他これらに類するものとして取り扱うことができるものであること。

(3) 直通階段の避難階における構造等

建基政令第120条の直通階段を避難階においてはね上げ式とする場合は次によること。

- (ア) 自動式であること。
- (イ) 避難にあたって容易に設定することができること。
地上等から容易に設定できることが望ましい。



3 2以上の直通階段

次に掲げる階段は、建基政令第121条で定める2以上の直通階段として扱えないものであること。

- (1) 2以上の階段が途中階（避難階を含む。）で一の階段となるもの
- (2) 2以上の直通階段を必要とする階が、一の階段室内を経由しなければ他の階段に到達できない避難動線となっているもの

4 屋外避難階段の構造

建基政令第123条第2項で定める屋外に設ける避難階段は、各階において階段周長の1/2以上が直接外気に開放されているものであること。

なお、手すりは、転落防止のためおおむね90cm程度（ただし、踊り場は110cm以上）とすること。

5 屋外への出口

- (1) 建基政令第125条第3項の適用にあたって、地上階と地下階がある場合の屋外出口の幅は、店舗の存する地上階の最大の床面積と地下階の最大の床面積を合計した床面積で幅員算定をすること。
- (2) 建基政令第125条に定める避難階の屋外への出口は回転扉としないこと。

6 その他

- (1) 建基政令第120条の居室等の歩行距離は、火災時等の避難を想定したものであるから、室内の間仕切り、家具等を考慮したものとする必要がある。
- (2) 階段の踊り場には、各階の表示をしておくこと。
- (3) 避難経路となる通路、階段等の壁及び天井には避難上障害となる鏡等を設けないこと。
- (4) 直通階段が避難階において上層、下層のいずれにも連なる場合は、直通階段の階段室内に避難階である旨の表示等をしておくこと。
避難口誘導灯、誘導標識を設置すること。
- (5) 避難通路等には、避難の障害となるような段差は設けないこと。
- (6) 百貨店等、地下街又は展示場の避難通路等
条例第46条で定める避難通路等については、あらかじめ指導するものとし、取扱いは次によること。

ア 避難通路等の取扱い

- (ア) 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいうものであること。
- (イ) 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。
なお、避難口相互間を結ぶ通路は、幹線的として扱うものであること。
- (ウ) 補助避難通路は、売場又は展示場内の各部分から、主要避難通路又は避難口に通じるものであること。
- (エ) 食堂の厨房及びストック場は売場には含まないものであること。
- (オ) 避難口は次に掲げるものをいうものであること。
 - a 避難階の屋外へ通じる出入口
 - b 直通階段への出入口（避難階を除く。）
 - c 隣接建築物への連絡通路の出入口
 - d 地下街の店舗から地下道へ通じる出入口
 - e 連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

イ 主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

主要避難通路及び補助避難通路は次によるものであること。

- (ア) すべての避難口には、主要避難通路が設けられていること。
- (イ) 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けるものであること。
- (ウ) 主要避難通路の色別は、他の部分とを色、材質又はテープ等により区分するものであること。

